

意見書

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（7頁参照）

反対討論

●この意見書は、コロナ禍における自治体財政ひっ迫からの改善を国に要望するもので、5項目の要望からなっている。5項目のうち、1番目と5番目の要望については賛同。しかし、2、3、4番目の要望については、住民の負担増となる。具体的には、2番目の要望は固定資産税に係る減免措置を、3番目は同固定資産税の課税標準額の据え置きをやること。4番目は自動車税、軽自動車税の臨時軽減措置の延長をやること。これらすべて、コロナ禍で苦しむ住民に対する軽減措置を、今年度一杯で取り止めよという内容の意見書である。本来、これらの財源は国の国庫補助金によって賄われるべきものであることは承知している。しかし、この意見書が採択されて減免措置が今年度で停止されたとしても、その後国庫補助金で賄われるという話にはなっていない様である。現在、当町においても関係者の尽力のお陰で順調にワクチンの接種が進んでいる。コロナ禍も永遠に続くわけではない。コロナ禍による減免措置はコロナ禍が終息したのち、もしくは完成間近とも言われている治療薬等により落ち着いた段階で停止するのが適当と考える。少なくとも第5波で緊急事態中の現在、議論すべき内容ではないと考える。財政に苦しむ自治体、市町村の首長連盟のようなところが要望するのならば理解できるが、議会が住民の負担が増える要望を住民への緩和措置を停止するよう提言する内容の意見書を採択することは、負託を受けた住民への裏切りである。以上の理由をもって反対討論とする。

賛成討論

●本案については、地方財政、コロナウイルスの感染拡大によって財源不足が、それぞれ大きく避けられない状況になってきている。要望事項2番目の固定資産税の関係で、本来国庫補助による対応すべきものという文言について、私は賛成である。特に地方財政については、養老町においても固定資産税が大きな収入源になっている。税の公平性、特に税は垂直公平性と水平公平性という理論がある。垂直公平性というのは、多く所得があるものが多く納める。水平公平性というのは、同じ状況にあつて税が平等に納められないというのが水平公平性である。これをもって私は税の公平性、これを養老町にも是非当ではめて頂き、この緊急事態宣言の中で、国の国庫補助により対応すべきものということに対して賛成する。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の採択

議員	水谷	松永	田中	野村	早崎	吉田	大橋	長澤	岩永	北倉	小寺	清水	西脇
賛否	×	○	○	○	○	○	○	○	×	議長	○	×	○

こども庁の設置を求める意見書（7頁参照）

反対討論

●子どもの命や権利を守ることを政治の中心に位置づけることは極めて重要である。しかし、こども庁が何をやるのか、具体的な中身が見えない。子どもを巡る大きな困難の元にあるのは政治と社会の歪みであり、例えば安心して子育てできる雇用のルール作りが急がれるのに、政府は長時間労働や非正規雇用を拡大させる労働法制の改悪をしてきた。こうした問題は縦割り行政のせいではなく、子供や子育て政策の拡充に必要な予算を確保してこなかった政治姿勢にこそある。従って、こども庁の創設により、子どもに関する課題が解決するとは到底考えられない。また、こども庁設置議論で世代間対立をあり、高齢者への社会保障費削減に結びつけられることがあつてはならない。

●少子高齢化が深刻となっており、「子ども達の健全な成長発達を力強くサポートしていく」ことは十分理解し必要であると思う。

賛成討論

●現在の国の態勢において、子ども施策に対しては縦割り行政の弊害が大きな障壁となっている。従って、二元的な窓口、いわゆるこども庁設置はワンストップ窓口となり大きな意義であり、子ども政策の充実を図り実現するため是非必要である。

こども庁の設置を求める意見書の採択

議員	水谷	松永	田中	野村	早崎	吉田	大橋	長澤	岩永	北倉	小寺	清水	西脇
賛否	×	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	×	○

可決

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増高が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

提出先
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

可決

こども庁の設置を求める意見書

少子高齢化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続きが必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考えられる。よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 専任の大臣の下で、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。
- 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないよう、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。
- 自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

提出先
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(規制改革)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、国家公安委員会委員長